

四半期報告書

(第55期第1四半期)

自 2018年4月1日

至 2018年6月30日

日医工株式会社

富山県富山市総曲輪一丁目6番21

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	6
第3 提出会社の状況	7
1 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(5) 大株主の状況	11
(6) 議決権の状況	11
2 役員の状況	11
第4 経理の状況	12
1 要約四半期連結財務諸表	13
(1) 要約四半期連結財政状態計算書	13
(2) 要約四半期連結損益計算書	15
(3) 要約四半期連結包括利益計算書	16
(4) 要約四半期連結持分変動計算書	17
(5) 要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書	19
2 その他	25
第二部 提出会社の保証会社等の情報	26

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年8月10日
【四半期会計期間】	第55期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）
【会社名】	日医工株式会社
【英訳名】	Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 友一
【本店の所在の場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076（432）2121（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理本部長 稲坂 登
【最寄りの連絡場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076（432）2121（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理本部長 稲坂 登
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第54期 第1四半期連結 累計期間	第55期 第1四半期連結 累計期間	第54期
会計期間	自2017年 4月1日 至2017年 6月30日	自2018年 4月1日 至2018年 6月30日	自2017年 4月1日 至2018年 3月31日
売上収益 (百万円)	42,927	42,278	164,717
税引前四半期利益又は税引前利益 (百万円)	5,006	2,897	9,067
親会社の所有者に帰属する四半期（当期）利益 (百万円)	3,433	2,461	8,070
親会社の所有者に帰属する四半期（当期）包括利益 (百万円)	4,392	5,652	5,698
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	86,830	91,895	87,542
総資産額 (百万円)	274,161	274,459	278,364
基本的1株当たり四半期（当期）利益 (円)	61.02	43.60	143.19
希薄化後1株当たり四半期（当期）利益 (円)	60.92	43.53	142.92
親会社所有者帰属持分比率 (%)	31.7	33.5	31.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,687	4,625	18,925
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△4,789	△7,344	△15,896
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,359	△364	3,206
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高 (百万円)	14,735	15,358	18,529

（注）1. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 上記指標は、国際会計基準（以下「IFRS」という。）により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社は、エルメッドエーザイ株式会社の発行済株式数の20%を取得し持分法適用関連会社としております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、前連結会計年度末よりIFRSに準拠した連結財務諸表を開示しており、前第1四半期連結累計期間の数値をIFRSに組み替えて比較分析を行っております。

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 業績の状況

① 業績

	前第1四半期連結累計期間 (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (百万円)	比較増減 (百万円) (%)	
売上収益	42,927	42,278	△648	△1.5%
営業利益	5,008	2,036	△2,971	△59.3%
税引前四半期利益	5,006	2,897	△2,109	△42.1%
親会社の所有者に帰 属する四半期利益	3,433	2,461	△972	△28.3%

当第1四半期連結累計期間につきましては、米国を発端とする貿易摩擦の深刻化などが懸念されているものの、日本経済は個人消費や設備投資などの内需が堅調に推移し景気の穏やかな回復基調が続いています。

後発医薬品業界におきましては、2017年6月に閣議決定された「2020年9月までに後発医薬品の使用割合を80%とし」との目標に向けて着実に使用割合が増え、厚生労働省保険局発表の調剤医療費動向調査によると2018年2月での数量シェアは72.5%と発表されています。

そして、後発医薬品の使用促進点数については調剤体制加算・使用体制加算・一般名処方加算などの拡充が行われる一方で、2018年4月実施の薬価改定では薬剤費ベースで7.48%の大幅な引き下げが行われ、使用促進策による量の拡大と薬価改定による単価の下落といった量と単価を巡る環境変化への対応が後発医薬品業界に求められています。

このような環境下で当社は、2017年3月期から2019年3月期の3年間を世界市場に挑戦するための準備段階から新しい領域への発進期間と位置づけた第7次中期経営計画「Obelisk」の最終年度のスタート期である当第1四半期においても、同計画での基本方針『シェアUP力』『供給能力』『開拓力』を着実に実践しております。

『シェアUP力』では、2018年6月に規格別カラー印字により識別性を向上させた「ベポタスチンベシル酸塩0D錠『日医工』」や小児の誤飲防止に配慮したスライド式カード型台紙シートを採用した「ミノドロン酸錠50mg『日医工』」など7成分15製品を新発売しています。

『供給能力』では、当社の関連会社であるAprogen Inc.の子会社Aprogen Biologic Inc.の新工場が竣工し、超品質なバイオシミラーを日本市場・米国市場に安定的に供給する体制も構築しています。

『開拓力』では、Lupin Limited社が開発し共和薬品工業株式会社が2018年3月3日に独立行政法人医薬品医療機器総合機構に製造販売承認申請したエタネルセプトBSについて、導入する契約を結びバイオシミラー製剤の製品ラインアップの拡充も図っております。

上記取組みなども図り、世界TOP10に向けて着実な取組みを進めております。

当第1四半期連結累計期間の業績は、売上収益が422億78百万円（前年同期比98.5%）、営業利益が20億36百万円（前年同期比40.7%）、親会社の所有者に帰属する四半期利益24億61百万円（前年同期比71.7%）と、海外子会社の減収や薬価改定を受けた利益率のダウンなどにより減収減益となりました。

なお、当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② キャッシュ・フローの状況

	前第1四半期 連結累計期間 (百万円)	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)	増減額 (百万円)
現金及び現金同等物の期首残高	12,457	18,529	6,071
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,687	4,625	△61
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,789	△7,344	△2,555
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,359	△364	△2,723
現金及び現金同等物に係る換算差額	21	△87	△108
現金及び現金同等物の増減額	2,278	△3,170	△5,449
現金及び現金同等物の四半期末残高	14,735	15,358	622

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ31億70百万円減少し、153億58百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況の詳細は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、当第1四半期連結累計期間において46億25百万円の収入超過となりました。これは仕入債務及びその他の債務の減少75億42百万円の支出超過要因があった一方で、売上債権及びその他の債権の減少45億17百万円、棚卸資産の減少36億29百万円、税引前四半期利益の計上28億97百万円、減価償却費及び償却費の計上22億66百万円の収入超過要因があったことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、当第1四半期連結累計期間において73億44百万円の支出超過となりました。これは、エルメッドエーザイ株式会社の発行済株式の20%を取得したことによる持分法で会計処理されている投資の取得による支出34億円の発生、有形固定資産の取得による支出37億91百万円の支出超過要因があったことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、当第1四半期連結累計期間において3億64百万円の支出超過となりました。これは長期借入れによる収入50億円の収入超過要因があった一方で、短期借入金の減少23億50百万円、長期借入金の返済による支出20億62百万円の支出超過要因があったことなどによるものであります。

③ 財政状態

当第1四半期連結会計期間末の資産につきましては、前連結会計年度末に比べ39億4百万円減少し、2,744億59百万円となりました。これは持分法で会計処理されている投資の増加42億23百万円、無形資産の増加24億76百万円があった一方で、売上債権及びその他の債権の減少50億93百万円、現金及び現金同等物の減少31億70百万円、棚卸資産の減少30億91百万円があったことなどによるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ82億58百万円減少し、1,825億63百万円となりました。これは借入金の増加9億33百万円があった一方で、仕入債務及びその他の債務の減少100億56百万円、未払法人所得税の減少13億56百万円があったことなどによるものであります。

資本につきましては、前連結会計年度末に比べ43億53百万円増加し、918億95百万円となりました。これはその他の資本の構成要素の増加31億97百万円、利益剰余金の増加11億28百万円があったことなどによるものであります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。

大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断する為に必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、かかる買付け全てを一律的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉及び当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

従いまして、上記のような企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案または、これに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが、株主共同利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、下記1の第7次中期経営計画「Obelisk」による企業価値向上への取組み、下記2のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みをはじめとした様々な株主共同の利益を向上させるための取組みを行ってまいりました。

これらの取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことになり、ひいては当社の企業価値、株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為が困難になるとともに、上記Iの会社の支配に関する基本方針にも資するものであると考えております。

1. 第7次中期経営計画「Obelisk」による企業価値向上への取組み

当社は、2016年5月に第7次中期経営計画「Obelisk」（以下「本中期経営計画」といいます。）（2017年3月期～2019年3月期）を策定し、「国内ジェネリック医薬品市場で15%シェア確立」「超品質に基づく185億錠供給体制確立」「バイオシミラー・米国市場への参入」という基本戦略と、「世界TOP10入りを支える企業基盤充実」を掲げ、実行しております。

当社経営陣は、中長期的な視点に立ち、ジェネリック医薬品メーカーのプロフェッショナルとしてこれらの課題にスピーディに対応し、本中期経営計画を達成していくことによって、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益をさらに拡大できるよう最善の努力を尽くしてまいり所存です。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

当社は、上記I基本方針の実現に資する取組みとして、上記1の取組みに加え、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の構築を進めております。

当社は、法令遵守を徹底し、経営の透明性、企業倫理の意識を高め、的確な意思決定と迅速な業務執行を行っていくことが、コーポレート・ガバナンスの基本であり、その充実・強化が経営上の重要課題であると認識しています。

具体的な取組みといたしましては、株主に対する取締役の責任を明確化するため、その任期を1年としています。また、社外取締役及び社外監査役の選任や東京証券取引所の定めに基づく独立役員の出向を行うなど客観性及び透明性の高い、公正な経営監視体制の確立に努めております。さらに、当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務執行が法令及び定款に適合する為の体制並びにその他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制である内部統制システムについて内部統制委員会を設置し整備して

おります。

今後とも、法令遵守を基本とした上で、社会の要求や各種リスクを的確に把握し、経営効率を高め、競争力を強化し、市場動向に果敢に挑戦できるための最適な意思決定の仕組みについて絶えず見直しを図り、迅速に対応していくことが当社グループにとって最良のコーポレート・ガバナンス確立の道であると認識し取り組んでまいります。

III. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

当社は、2017年6月16日開催の当社第53期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を、株主の皆様のご承認をいただき、同日付でこれを導入しております。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのための必要時間を十分に確保できるための手続きを定めています。

本プランにおいては、次の1若しくは2に該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

1. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け
2. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

対抗措置を発動した場合、株主の皆様が保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で無償で新株予約権を割り当て、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。

本プランの詳細については、下記の当社のウェブサイトをご参照ください。

http://file.swcms.net/file/nichiiko/ja/PressRelease/auto_20170510464514/pdfFile.pdf（2017年5月10日付プレスリリース「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」）

IV. 本プランに対する当社取締役会の判断及び理由

当社の取締役会は、本プランの設計に関し、以下の事項を考慮し織り込むことにより、本プランが基本方針に従い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

1. 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランについての株主の皆様のご意見を反映するため、2017年6月16日開催の当社第53期定時株主総会において出席株主の皆様のご意見の過半数のご賛同を得て可決されて本プランを導入いたしました。また、本プランの有効期間は、2020年に開催される当社定時株主総会の終結時までであります。その有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止とするものであり、株主の皆様のご意見が十分反映される仕組みとなっております。

2. デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止できるものとされており、従いまして、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）ではありません。

3. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策

の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

4. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めするために導入されるものです。

5. 合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本プランは、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、また一定の対抗措置を講じるか否かについての当社取締役会の判断をはじめ本プランの合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置するなど、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

なお、当第1四半期連結累計期間に無形資産に計上された開発費を含む当第1四半期連結累計期間の研究開発費の金額は、27億22百万円（対売上収益比率6.4%）であります。

3 【経営上の重要な契約等】

第三者割当による新株予約権の発行

当社は、2018年4月4日開催の取締役会において、SMBC日興証券株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行及びファシリティ契約の締結を決議いたしました。

なお、当社は、2018年5月8日にSMBC日興証券株式会社を割当先とする当該新株予約権を発行しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	93,500,000
計	93,500,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2018年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2018年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	60,662,652	60,662,652	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	60,662,652	60,662,652	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2018年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2018年4月4日取締役会決議によるもの

第9回新株予約権

新株予約権の数(個)	113,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 11,300,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	(注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

※ 新株予約権の発行時(2018年5月8日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の目的となる普通株式の総数は11,300,000株、本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落によって各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)が修正されても変化しない。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準：本新株予約権の発行後、行使価額は、本新株予約権者による本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の前取引日(ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)のない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。以下「時価算定日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引のVWAPの92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(3) 行使価額の修正頻度：本新株予約権者による本新株予約権の行使の都度、(2)に記載のとおり修正される。

(4) 行使価額の下限：1,193円

(5) 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる普通株式の総数は11,300,000株(2017年9月30日現在の総議決権数569,447個に対する割合は19.84%)、交付株式数は100株で確定している。

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限((4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：13,534,010,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

(7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている。

(8) 本新株予約権には、60連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が852円を下回った場合、当社が本新株予約権1個当たりにつき発行価額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する旨の条項が設けられている。

2. (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。

②行使価額は、当初1,875円とする。ただし、行使価額は(2)又は(3)に従い、修正又は調整されることがある。

(2) 行使価額の修正

①本新株予約権の発行後、行使価額は、時価算定日の修正後行使価額に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

②本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

(3) 行使価額の調整

- ①当社は、本新株予約権の発行後、本項②に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- ②行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 本項③b. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

- b. 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て（以下総称して「株式分割等」という。）をする場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- c. 本項③b. に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割当てる場合を含む。）は、新株予約権を無償で発行したものとして本c. を適用する。）

調整後の行使価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利））に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の行使価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日（当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日）以降これを適用する。

ただし、本c. に定める証券（権利）又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後の行使価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利））に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日（以下「転換・行使開始日」という。）において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

- d. 本号a. 乃至c. の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号a. 乃至c. にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- ③a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- c. 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項②b.の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - d. 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- ④本項②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- a. 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - b. その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - c. 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑤本項②の規定にかかわらず、時価算定日が、振替機関の定める新株予約権行使請求を取り次がない日の初日より前である場合に限り、本項②に基づく行使価額の調整を行うものとする。ただし、下限行使価額については、常にかかる調整を行うものとする。
- ⑥本項①乃至⑤により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額（下限行使価額を含む。以下本号において同じ。）、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
3. 2018年5月9日から2021年4月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。
4. (1) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額を加えた額を、当該行使請求の時点において有効な行使株式数で除した額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 各本新株予約権の一部行使はできない。なお、当社は割当先との間で、割当先が株価動向等を注視しつつ、本新株予約権を適切に行使するよう最大限努力することや、当社の判断により、割当先が本新株予約権を行使することができない期間を指定できること、割当先に対し本新株予約権の一部について、当社の普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格がターゲット・プライス（2,045円）以上となった場合に限り行使できるものとする等について取り決めたファシリティ契約を締結している。
6. 該当事項はありません。ただし、本新株予約権に係る買取契約において、割当先は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められている。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2018年4月1日～ 2018年6月30日	—	60,662,652	—	19,976	—	18,511

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である2018年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

2018年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,627,200	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 56,949,700	569,497	—
単元未満株式	普通株式 85,752	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	60,662,652	—	—
総株主の議決権	—	569,497	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株 (議決権30個) 含まれております。

2. 従持信託が所有する当社株式579,900株 (議決権の数5,799個) につきましては、「完全議決権株式 (その他)」に含めて表示しております。

3. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が95株含まれております。

② 【自己株式等】

2018年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 日医工株式会社	富山県富山市総曲輪 一丁目6番21	3,627,200	—	3,627,200	5.98
計	—	3,627,200	—	3,627,200	5.98

(注) 自己名義所有株式数は3,627,295株であります。また、この他に自己株式として処理している従持信託が所有する当社株式が579,900株あります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2018年4月1日から2018年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2018年4月1日から2018年6月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		18,529	15,358
売上債権及びその他の債権		32,087	26,993
棚卸資産		74,321	71,229
その他の金融資産		974	425
その他の流動資産		2,365	2,296
流動資産合計		128,278	116,304
非流動資産			
有形固定資産		54,045	53,644
のれん		38,536	39,933
無形資産		45,735	48,212
持分法で会計処理されている投資	5	6,380	10,603
その他の金融資産	8	3,962	4,815
繰延税金資産		1,326	856
その他の非流動資産		99	89
非流動資産合計		150,086	158,154
資産合計		278,364	274,459

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
仕入債務及びその他の債務		50,686	40,630
借入金		35,499	33,854
その他の金融負債		994	975
未払法人所得税		1,676	319
引当金	3	2,928	—
契約負債等	3	—	2,679
その他の流動負債		5,608	7,644
流動負債合計		97,394	86,103
非流動負債			
借入金	8	85,625	88,204
その他の金融負債	8	2,232	2,051
退職給付に係る負債		465	478
引当金	3	56	57
契約負債等	3	—	692
繰延税金負債		2,823	2,827
その他の非流動負債		2,224	2,150
非流動負債合計		93,427	96,460
負債合計		190,821	182,563
資本			
資本金		19,976	19,976
資本剰余金		18,827	18,828
自己株式		△9,046	△9,020
利益剰余金	3, 6	51,912	53,040
その他の資本の構成要素		5,872	9,070
親会社の所有者に帰属する持分合計		87,542	91,895
非支配持分		0	0
資本合計		87,542	91,895
負債及び資本合計		278,364	274,459

(2) 【要約四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
売上収益	3, 4	42, 927	42, 278
売上原価		31, 174	33, 359
売上総利益		11, 753	8, 918
販売費及び一般管理費		6, 154	5, 869
研究開発費		1, 130	1, 220
その他の営業収益		571	224
その他の営業費用		31	16
営業利益	3	5, 008	2, 036
金融収益		51	113
金融費用		267	186
持分法による投資損益		214	932
税引前四半期利益		5, 006	2, 897
法人所得税費用		1, 573	435
四半期利益	3	3, 433	2, 461
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		3, 433	2, 461
非支配持分		△0	△0
四半期利益		3, 433	2, 461
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	7	61.02	43.60
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	7	60.92	43.53

(3) 【要約四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
四半期利益		3,433	2,461
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		703	584
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分		108	△117
純損益に振り替えられることのない項目合計		811	466
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額		211	2,755
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分		△64	△31
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		146	2,723
その他の包括利益(税引後)		958	3,190
四半期包括利益		4,391	5,652
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		4,392	5,652
非支配持分		△0	△0
四半期包括利益		4,391	5,652

(4) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第1四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
						在外営業活動 体の換算差額	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定する金融資 産
2017年4月1日時点の残高		19,976	18,845	△9,401	45,050	7,267	1,200
四半期利益（△は損失）					3,433		
その他の包括利益						146	811
四半期包括利益合計		-	-	-	3,433	146	811
自己株式の取得							
自己株式の処分			△20	133			
配当	6				△843		
株式に基づく報酬取引							
その他の資本の構成要素からの振替					0		
所有者との取引額合計		-	△20	133	△843	-	-
2017年6月30日時点の残高		19,976	18,825	△9,268	47,640	7,413	2,011

	親会社の所有者に帰属する持分						
	注記	その他の資本の構成要素			合計	非支配持分	合計
		確定給付制度 の再測定	その他	合計			
2017年4月1日時点の残高		-	234	8,701	83,171	0	83,171
四半期利益（△は損失）					3,433	△0	3,433
その他の包括利益		0		958	958	0	958
四半期包括利益合計		0	-	958	4,392	△0	4,391
自己株式の取得							
自己株式の処分			△75	△75	37		37
配当	6				△843		△843
株式に基づく報酬取引			73	73	73		73
その他の資本の構成要素からの振替		△0		△0	-		-
所有者との取引額合計		△0	△1	△2	△732	-	△732
2017年6月30日時点の残高		-	232	9,657	86,830	0	86,830

当第1四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）

（単位：百万円）

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					その他の資本の構成要素	
		資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	在外営業活動 体の換算差額	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定する金融資 産	
2018年4月1日時点の残高		19,976	18,827	△9,046	51,912	3,448	2,165	
会計方針の変更	3				△480			
修正再表示後の残高		19,976	18,827	△9,046	51,431	3,448	2,165	
四半期利益（△は損失）					2,461			
その他の包括利益						2,723	472	
四半期包括利益合計		-	-	-	2,461	2,723	472	
自己株式の取得				△0				
自己株式の処分			1	25				
配当	6				△846			
株式に基づく報酬取引								
その他の資本の構成要素からの振替					△6			
所有者との取引額合計		-	1	25	△852	-	-	
2018年6月30日時点の残高		19,976	18,828	△9,020	53,040	6,172	2,637	

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	合計
		その他の資本の構成要素			合計			
		確定給付制度 の再測定	その他	合計				
2018年4月1日時点の残高		-	258	5,872	87,542	0	87,542	
会計方針の変更	3				△480		△480	
修正再表示後の残高		-	258	5,872	87,062	0	87,062	
四半期利益（△は損失）					2,461	△0	2,461	
その他の包括利益		△6		3,190	3,190	△0	3,190	
四半期包括利益合計		△6	-	3,190	5,652	△0	5,652	
自己株式の取得					△0		△0	
自己株式の処分			△3	△3	23		23	
配当	6				△846		△846	
株式に基づく報酬取引			4	4	4		4	
その他の資本の構成要素からの振替		6		6	-		-	
所有者との取引額合計		6	1	7	△818	-	△818	
2018年6月30日時点の残高		-	260	9,070	91,895	0	91,895	

（注）配当の金額には従業員持株会専用信託への配当金額を含めておりません。

(5) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期利益		5,006	2,897
減価償却費及び償却費		2,034	2,266
受取利息及び受取配当金		△46	△37
支払利息		167	173
持分法による投資損益(△は益)		△214	△932
売上債権及びその他の債権の増減額(△は増加)		△417	4,517
棚卸資産の増減額(△は増加)		△608	3,629
仕入債務及びその他の債務の増減額(△は減少)		△3,701	△7,542
引当金の増減額(△は減少)		115	△499
その他		2,627	1,539
小計		4,962	6,011
配当金の受取額		65	55
利息の受取額		1	18
利息の支払額		△165	△172
法人所得税の支払額		△212	△1,295
法人所得税の還付額		36	7
営業活動によるキャッシュ・フロー		4,687	4,625
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△3,744	△3,791
無形資産の取得による支出		△1,113	△1,693
持分法で会計処理されている投資の取得による支出		—	△3,400
貸付金の回収による収入		0	549
国際的権利の戻入による収入		—	999
その他		68	△7
投資活動によるキャッシュ・フロー		△4,789	△7,344
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(△は減少)		11	△2,350
長期借入れによる収入		5,189	5,000
長期借入金の返済による支出		△1,830	△2,062
ファイナンス・リース債務の返済による支出		△270	△233
配当金の支払額	6	△777	△794
その他		37	76
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,359	△364
現金及び現金同等物に係る換算差額		21	△87
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		2,278	△3,170
現金及び現金同等物の期首残高		12,457	18,529
現金及び現金同等物の四半期末残高		14,735	15,358

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

日医工株式会社（以下、当社）は日本に所在する企業であります。当社及びその子会社（以下、当社グループ）の主な事業は医薬品の製造販売であります。

当社グループの2018年6月30日に終了する要約四半期連結財務諸表は、当社、子会社及び関連会社に対する持分により構成されており、2018年8月8日に当社代表取締役社長田村友一によって承認されております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第1条の2に規定する「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、同第93条の規定によりIAS第34号に準拠して作成しております。要約四半期連結財務諸表は、年度の連結財務諸表で要求されるすべての情報を含んでいないため、2018年3月31日に終了した前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

(2) 測定の基礎

要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定されている金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 会計上の判断、見積りおよび仮定

要約四半期連結財務諸表の作成にあたり、経営者は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益、費用および偶発事象の報告額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定の設定を行うことが義務付けられております。見積りやその基礎をなす前提は、過去の経験や多くの要因に基づいて設定しており、継続的に見直しを行っております。見積りの変更による影響は、見積りの変更が行われた会計期間に認識しております。実際の業績はこれら見積りとは異なる場合があります。

要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積りおよび判断は、原則として前連結会計年度の連結財務諸表と同様であります。

3. 重要な会計方針

要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下に記載する会計方針の変更を除き、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。なお、当四半期連結累計期間の法人所得税は、見積年次実効税率を基に算定しております。

当第1四半期連結会計期間より、以下の基準を適用しております。

(会計方針の変更)

当社グループは、当第1四半期連結会計期間よりIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2014年5月公表)及び「IFRS第15号の明確化」(2016年4月公表)(合わせて以下、「IFRS第15号」という)を適用しております。

IFRS第15号の適用に当たっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

IFRS第15号の適用に伴い、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

当基準の適用に伴い、従来、受領時に一時の収益として認識していた知的財産収益については、受領した対価を契約負債等として計上し、ライセンス契約に関連する履行義務の充足に伴い一定期間にわたって収益として認識しております。また、従来、引当金に含めて表示しておりました返品調整引当金及びリベート引当金、並びにその他の流動負債に含めて表示しておりました前受金を、契約負債等として表示しております。

この結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、当第1四半期連結会計期間の期首において、主に利益剰余金が480百万円、引当金が2,928百万円減少するとともに、契約負債等が3,620百万円増加しております。

当第1四半期連結累計期間の要約四半期連結損益計算書においては、従前の会計基準を適用した場合と比較して、売上収益が19百万円減少した結果、営業利益が19百万円、四半期利益が13百万円それぞれ減少しております。

また、当第1四半期連結会計期間末の要約四半期連結財政状態計算書においては、従前の会計基準を適用した場合と比較して、主に利益剰余金が493百万円、引当金が2,667百万円減少するとともに、契約負債等が3,371百万円増加しております。

4. 事業セグメント

(1) 報告セグメント

当社グループは、ジェネリック医薬品の製造及び販売の単一セグメントに経営資源を集中し事業を行っております。このため、報告セグメント別の記載は省略しております。

(2) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスごとの売上収益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
血液および体液用薬	7,072	6,957
循環器官用薬	6,242	6,598
抗生物質	6,208	6,392
消化器官用薬	3,680	3,709
化学療法剤	4,118	3,702
神経系用薬	3,171	3,144
アレルギー用薬	2,484	2,520
その他	9,947	9,253
合計	42,927	42,278

(3) 地域別に関する情報

売上収益の地域別内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
日本	32,238	32,479
アメリカ	9,652	8,734
その他	1,036	1,064
合計	42,927	42,278

(注) 売上収益は、販売仕向先の所在地によっております。

5. 持分法で会計処理されている投資

当社グループは、当第1四半期連結会計期間において、エーザイ株式会社よりエルメッドエーザイ株式会社の持分20%を取得し、同社への投資に対して持分法を適用しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末における持分法で会計処理されている投資に含まれる、同社に対する投資の帳簿価額は、3,454百万円であります。

6. 配当金

配当金の支払額は、以下のとおりであります。なお、配当の原資は利益剰余金であります。

前第1四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月16日 定時株主総会	普通株式	(注)854	15.00	2017年3月31日	2017年6月19日

(注) 配当金の総額は、日医工従業員持株会専用信託（以下、「従持信託」といいます）が保有する当社株式719,300株に対する配当金10百万円を含めて記載しております。

当第1四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月15日 定時株主総会	普通株式	(注)855	15.00	2018年3月31日	2018年6月18日

(注) 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式579,900株に対する配当金8百万円を含めて記載しております。

7. 1株当たり利益

親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり四半期利益および希薄化後1株当たり四半期利益の算定基礎は以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益		
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (百万円)	3,433	2,461
親会社の普通株主に帰属しない四半期利益 (百万円)	—	—
1株当たり四半期利益の算定に使用する四半期利益 (百万円)	3,433	2,461
普通株式の加重平均株式数 (株)	56,274,220	56,462,794
ストック・オプションによる希薄化効果の影響 (株)	92,620	93,286
希薄化効果の影響調整後 (株)	56,366,840	56,556,080
1株当たりの四半期利益		
基本的1株当たり四半期利益 (円)	61.02	43.60
希薄化後1株当たり四半期利益 (円)	60.92	43.53

希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり四半期利益の計算に含まれなかったストック・オプション等の潜在的普通株式は、前第1四半期連結累計期間230,500株、当第1四半期連結累計期間11,530,300株であります。

8. 金融商品

金融商品の公正価値

公正価値は、用いられる評価技法により以下のとおり分類を行っております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。

また、前連結会計年度及び当第1四半期連結累計期間において、重要なレベル間の振替はありません。

① 償却原価で測定する金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
その他の金融資産（非流動）	1,840	1,840	1,911	1,912
借入金（非流動）	85,625	85,756	88,204	88,329

(注1) 帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品は含めておりません。

(注2) 長期貸付金及び長期借入金の公正価値のヒエラルキーはレベル3であり、公正価値測定に用いた観察不能なインプットは割引率であります。

上記の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(i) その他の金融資産（非流動）

長期貸付金は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(ii) 借入金（非流動）

長期借入金は元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。但し、変動金利による長期借入金は一定期間ごとに金利の更改が行われており、公正価値が帳簿価額と近似しているため、公正価値は帳簿価額と同額とみなしております。

② 公正価値で測定する金融資産及び金融負債

前連結会計年度（2018年3月31日）

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	1,026	46	1,019	2,091
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	—	25	—	25
合計	1,026	72	1,019	2,117
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

当第1四半期連結会計期間（2018年6月30日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	1,012	46	1,820	2,878
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	—	25	—	25
合計	1,012	72	1,820	2,904
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債	—	53	—	53
合計	—	53	—	53

上記の公正価値の算定方法は次のとおりであります。

(i) その他の金融資産

上場株式等は、期末日の市場価格を用いており、レベル1に分類しております。非上場株式は、類似企業比較法により公正価値を測定しており、レベル3に分類しております。

(ii) その他の金融負債

その他の金融負債のうち新株予約権は、外部の評価会社により入手した見積価格や利用可能な情報に基づく適切な評価方法により測定しており、レベル2に分類しております。

レベル3に分類された金融商品の増減表

各年度におけるレベル3に分類された金融商品の増減は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前第1四半期連結累計期間 （自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）	当第1四半期連結累計期間 （自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）
期首残高	185	1,019
利得・損失		
その他の包括利益	833	801
四半期連結会計期間末残高	1,019	1,820

(注1) 利得・損失はすべて、各報告期間の末日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に関するものであります。

その他の包括利益に認識した利得又は損失は要約四半期連結包括利益計算書上の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に表示しております。

(注2) レベル3に分類した金融商品は、類似企業比較法により公正価値測定をしている非上場株式であります。当該非上場株式は、観察可能でないインプットであるEBITDA倍率等が上昇した場合に公正価値が増加いたしますが、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に見込まれる公正価値の増減は、重要ではありません。

なお、公正価値の測定に際しては、適切な社内承認プロセスを経ております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年8月10日

日医工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 秋洋 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 眞弘 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日医工株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、日医工株式会社及び連結子会社の2018年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。